

報道機関各位

令和5年（2023年）10月26日（木）15時00分配付

タイトル	インフルエンザ注意報の発令について								
配付資料	インフルエンザの流行について（注意報）								
内容 （目的・趣旨）	<p>定点医療機関あたりのインフルエンザ患者数が、岩内保健所において注意報レベル（10人）に達したので、別紙「インフルエンザの流行について（注意報）」のとおり発表します。</p> <p>1. 発令場所 岩内保健所管内 4町村（共和町、岩内町、泊村、神恵内村）</p> <p>2. インフルエンザ患者受診数 調査期間 2023年第42週 （令和5年10月16日（月）～10月22日（日）） 岩内保健所 定点あたりの患者数 18.50人</p> <p>3. 対応 ホームページなどを通じ、手洗い、マスクの着用や咳エチケットの励行や予防接種などによるインフルエンザの感染予防を呼びかけています。 ※住民に広く周知されるよう報道いただきますようお願いいたします。</p>								
参考									
報道解禁	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<table border="1"> <tr> <td>テレビ・ラジオ・インターネット</td> <td>月 日（ ）</td> <td>時以降</td> </tr> <tr> <td>新聞</td> <td>月 日（ ）</td> <td>刊以降</td> </tr> </table>	テレビ・ラジオ・インターネット	月 日（ ）	時以降	新聞	月 日（ ）	刊以降	
テレビ・ラジオ・インターネット	月 日（ ）	時以降							
新聞	月 日（ ）	刊以降							
報道（取材）に 当たってのお願い									
他のクラブとの 同時発表	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり								
担当窓口	後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室 健康推進課長 田村 周子 〒045-0022 岩内郡岩内町字清住 252 番地 1 TEL : 0135-62-1537 FAX : 0135-63-0898								

インフルエンザの流行について（注意報）

令和5年（2023年）10月26日（木）15時00分

北海道岩内保健所
(北海道後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室)
電話：0135-62-1537

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、2023年第42週（令和5年10月16日～10月22日）において、北海道岩内保健所管内の定点あたりのインフルエンザ患者報告数が、注意報発令基準（10人）に達しましたので、まん延を防止するため注意報を発令します。

今後、流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いします。

記

1 インフルエンザとは

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こる感染症であり、38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛等の全身症状が現れます。

小児ではまれに急性脳症を、高齢者や免疫力が低下されている方では肺炎を併発する等、重症化する場合があります。

日本では毎年12月～3月が流行期です。

2 インフルエンザの感染予防

手洗いの励行、十分な栄養と休養をとること、人混みは避けること、マスクの着用などの咳エチケットを徹底することが重要です。また、予防接種により発症や重症化を予防することができます。

3 最近5週における定点医療機関からのインフルエンザ患者報告状況

(表示は、「報告人数(一定点あたり報告人数)」)

	2023年第38週 (9/18～9/24)	2023年第39週 (9/25～10/1)	2023年第40週 (10/2～10/8)	2023年第41週 (10/9～10/15)	2023年第42週 (10/16～10/22)
岩内保健所	2 (1.00)	4 (2.00)	4 (2.00)	2 (1.00)	37 (18.50)※
全道	314 (1.40)	472 (2.09)	855 (3.78)	1,106 (4.89)	— (—)
全国	35,021 (7.09)	47,346 (9.57)	49,212 (9.99)	54,709 (11.07)	— (—)

※第42週の患者報告数は確定値。

全道のインフルエンザ流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL：<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

4 インフルエンザ注意報・警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の定点医療機関を受診したインフルエンザ患者数が、国立感染症研究所において設定した警報（注意報）レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを指します。

<インフルエンザの注意報・警報レベル>

	注意報レベル	警報レベル	
	基準値	開始基準値	終息基準値
定点あたり患者数（人）	10	30	10

なお、定点医療機関からの報告数が終息基準値未満に下がり次第、警報及び注意報は解除となります。